

高島市小中一貫教育実施要領

1 趣 旨

本市では、高島市小中一貫教育基本方針（平成22年12月作成）に基づき、義務教育9年間を見通し、子どもの発達段階と学習の連続性を重視した教育を行うことを通して、子ども一人ひとりの学力の向上を図るとともに、豊かな人間性やたくましい心身を育む小中一貫教育の研究を推進してきた。

この研究を通して、小学校と中学校が子どもの15歳の姿を共有して、一貫した教育方針と指導計画のもとに、教育活動を行うことが重要であることを改めて確認した。

教育委員会では、市内小中学校が子どもの義務教育9年間の育ちを見据え、発達段階や教育上の課題に応じた、一貫性のある系統的・継続的な学習指導や生徒指導等を行う小中一貫教育を、平成26年度から本格実施する。

2 高島市小中一貫教育の目標

子どもの発達段階と学びの連続性を重視して、確かな学力と豊かな人間性、たくましい心身を育てる。

3 期待する効果

（1）連続した学びに支えられた学力や体力の向上

小中学校9年間で一貫性のある指導を行うことにより、児童生徒の学びに連続性をもたせ、学習意欲が高まり、学力や体力の向上につながる。

（2）系統的な体験に支えられた豊かな人間性の育成

自己を深く見つめ、他の人や社会集団と様々な関わりをもつ活動を小中学校9年間を通して計画的、発展的に行うことにより、児童生徒の精神的な安定が図られ、豊かな人間性を育むことにつながる。

（3）教員の指導力、授業力の向上

小中学校の教員が相互の関わりを深めることによって、自らの指導方法の工夫改善や自己啓発を図り、より質の高い教育を行うことができる。

（4）学校と保護者・地域との連携やつながりの強化

学校・家庭・地域が協働して教育課題の解決を図り、地域が一体となって子どもを育てることができる。

4 高島市小中一貫教育の特徴（内容）

（1）現行6・3制と学習指導要領に基づく教育

①小学校6年、中学校3年の現行学校制度上で実施する。（学校教育法32・47条）

②現行学習指導要領により教育課程を編成する。（学校教育法施行規則52・74条）

（2）高島市小中一貫教育標準カリキュラムを活用した教育

子どもの発達段階を考慮し、義務教育9年間を一体としてとらえた一貫性・連続性のある教育活動を展開するための基本となる、高島市独自の「標準カリキュラム」を活用する。

①前期（4年間）・中期（3年間）・後期（2年間）の区分を重視する。

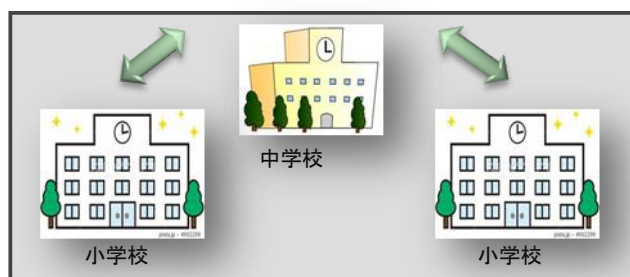
②カリキュラム概要に各区分での到達目標と指導の重点を明確にする。

③小中学校のつながりをわかりやすくし、授業に生かせる工夫をする。

（3）現状の学校施設を利用した教育

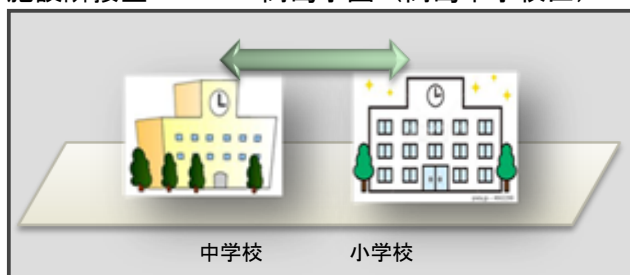
本市における現有の学校施設と通学区域を使って、施設分離型、施設隣接型の小中一貫教育を推進する。

・施設分離型（マキノ・今津・朽木・安曇川・湖西中学校区）



小学校と中学校の校舎が別々ではあるが、小学校と中学校が共通の教育方針と計画のもと、教育活動を行う。

・施設隣接型 高島学園（高島中学校区）



小学校と中学校の校舎が隣接
して、小中学生や教職員の交
流の中で一体的な学園としての
教育活動を行う。

（４）中学校区ごとの特色ある教育

中学校区ごとに取り組んできた「一体感のある学校経営」、「一貫した教育課程の実施」、「継続した児童生徒への指導」、「豊かな人間性とたくましい心身の育成」、「信頼される学校づくり」等の研究実践を生かし、中学校区ごとに特色ある小中一貫教育を実施する。

（５）家庭・地域と協働した教育および広報について

学校・家庭・地域が協働して小中一貫教育を推進するとともに、小中一貫教育だよりの発行などを通して保護者や地域への広報に努める。

５ 推進体制

（１）高島市小中一貫教育推進会議

- ①推進会議は、各中学校区小中一貫教育統括校長、中学校区小中一貫教育コーディネーター、教育委員会関係者のほか必要により学識経験者等をもって構成する。
- ②小中一貫教育標準カリキュラム、教育環境、指導体制等、小中一貫教育の推進を図るため、幅広く議論する。

（２）中学校区小中一貫教育推進委員会（参照：図１）

市教育委員会から任命された統括校長を委員長とし、中学校区の学校長および小中一貫教育担当教員を委員とする推進委員会を組織する。

小中一貫教育推進委員会は、年度当初に年間推進計画を定め、推進計画の進捗状況を把握し、検討および改善を図る。

６ 小中一貫教育研究発表会

高島市小中一貫教育の充実を図るため各中学校区の実践報告を行い、成果を交流する。

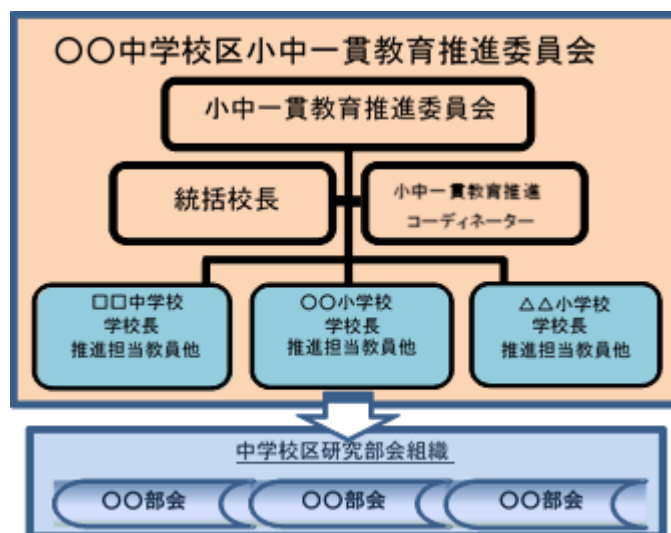
７ 附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。



（図１）